主 文

本件上告を棄却する

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人織田義夫の上告理由について。

<u>候補者の氏名の下に付記された「御中」なる文言は、「へ」「に」「宛」などと</u> 同様の呈示の意思をあらわすために用いられるものであつて、単なる敬称の類とい うことはできず、公職選挙法六八条五号にいう他事記載に当たるものと解すべきで <u>ある。</u>したがつて、右文言の付記された投票を無効とした原審の判断は正当であり、 原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	Ш	信	雄
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜一	郎
裁判官	吉	田		豊